

「しまぼ通貨」加盟店規約

第1条（総則）

本規約は、しまぼ通貨加盟店（以下「加盟店」という。）が、その店舗、施設等において第2条に定めるしまぼ通貨による商品又はサービスの提供等（以下「商品提供等」という。）を行う場合の、しまぼ通貨事務局（以下「事務局」という。）と加盟店との間でのしまぼ通貨の取扱いにつき定めるものである。

第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとする。

- 1 「事務局」とは、公益財団法人東京観光財団（以下「観光財団」という。）がTOPPAN株式会社に業務を委託し、運営する組織をいう。
- 2 「加盟店」とは、本規約を承諾のうえ所定の申込書にて事務局に申し込み、事務局が承認した個人、法人及び団体をいう。また、第4条2項の手続きに基づき、加盟店になろうとする者が、しまぼ通貨を利用する店舗、施設として届け出、事務局の承認を得た店舗、施設をいう。
- 3 「しまぼ通貨」とは、加盟店にて、第3条に規定する有効期限に限り利用出来る、事務局が発行する「電子化されたプレミアム付き宿泊旅行商品券」をいう。
- 4 「利用者」とは、事務局が規定した「『しまぼ通貨』利用規約」を承諾のうえ、しまぼ通貨を購入し、加盟店で利用する者をいう。
- 5 「しまぼ通貨取引」とは、利用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その対価をしまぼ通貨で支払う取引のことをいう。
- 6 「通貨利用」とは、加盟店がスマートフォン等の端末でQRコード等を読み取ることにより、しまぼ通貨を利用済みにすることをいう。
- 7 「しまぼ通貨精算」とは、加盟店と事務局が本規約に基づき、しまぼ通貨取引に対する精算を行うことをいう。
- 8 「従業員等」とは、加盟店の業務に従事する者をいい、契約形態、報酬及び業務従事時間の多寡等を問わない（派遣社員、パート・アルバイト等を含む。）。
- 9 「その他経営店舗」とは、以下の(1)から(5)までの者が経営する店舗又は施設であって、加盟店には当たらないものをいう。なお、当該店舗又は施設の所在地は問わない。
 - (1) 加盟店が株式又は持分の50%以上を有する法人もしくは団体（加盟店が個人である場合には、当該個人及びその親族が保有する株式・持分を合算する。）、又はその他の方法により加盟店が支配する法人もしくは団体
 - (2) (1)の法人又は団体の子法人（子法人の子法人等を含む。）
 - (3) 加盟店が法人又は団体である場合であって、当該法人を支配する関係にある個人、法人又は団体
 - (4) (3)の個人、法人又は団体が株式又は持分の50%以上を有する法人もしくは団体（加盟店が個人である場合には、当該個人及びその親族が保有する株式・持分を合算する。）、又はその他の方法により加盟店が支配する法人もしくは団体

- (5) (1)から(4)のほか、加盟店が支配する関係にあると認められる者、又は加盟店が支配される関係にあると認められる者

第3条（しまぼ通貨概要）

通貨名称	「しまぼ通貨」
目的	キャッシュレス化に向けた環境を整えるとともに、島しょ地域のPR、持続的な旅行者の誘致及び現地での観光消費を促進し、島しょ地域の産業を活性化することを目的とする。
有効期限	購入日から6か月または購入した年度の3月31日のいずれか先に到来する日まで
1セットの販売金額	7,000円
1セットの発行価格	10,000円
利用条件	(1)発行価格10,000円のうち、3,000円分は宿泊施設のみにおいて利用することができる。7,000円分は、宿泊・飲食・土産購入・アクティビティ等で利用することができる。 (2)島しょ住民は、住民票のある町村内では利用できない。 (3)加盟店の代表者及び従業員等は、住民票の有無に関わらず加盟店が所在する島内では利用できない。
利用可能な店舗の業種	宿泊、飲食、小売、交通機関、レンタカー、レンタサイクル、体験型アクティビティ、マリンスポーツ、文化施設等
購入方法	電子しまぼ登録者名義のクレジットカード利用に限る。
他の助成制度との併用	町村等の助成制度と併用することができる

第4条（加盟店）

- 1 加盟店は、以下の事項を全て満たすものとする。
 - (1)島しょ地域内又は竹芝客船ターミナルで店舗等を構え事業を行っている者。
 - (2)前項で事業を行っていることを公的に証明できる者。ただし観光協会又は商工会に登録している者はそれを持って証明とみなすものとする。
 - (3)しまぼ通貨取引等で利用するメールアドレス、振込口座を所持している者。
- 2 加盟店への申し込みを希望する者は、しまぼ通貨が利用できる店舗、施設を指定し、予め事務局に加盟店申込書（様式1）及び誓約書（様式2）をもって申請し、事務局の承認を得るものとする。なお、加盟店になろうとする者は、その他経営店舗が存在する場合、又はその他経営店舗を出店する見込みがある場合は、当該申請に当たり、全てのその他経営店舗を届け出なければならないものとする。事務局は申請を承認した場合、登録証（様式3）を交付する。
- 3 加盟店は、別途支給するPRツールを利用者が良く見える場所に掲示するものとする。
- 4 加盟店は、事務局からしまぼ通貨の取り扱いに関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとする。
- 5 加盟店は、事務局がしまぼ通貨の利用促進のために、加盟店申込書記載の法人名・所在

地・代表者名・加盟店名・業態・電話番号・ホームページURL等について、加盟店の了承なしに印刷物、電子媒体等に掲載することを承認するものとする。その事項に変更があった場合についても同様に扱うものとする。

- 6 加盟店は、事務局が支給する備品等を前条に定める目的以外の用途に利用してはならないものとし、また、これを第三者に利用させてはならないものとする。
- 7 加盟店は、脱退・登録取消・本事業の終了等により、しまぼ通貨の利用ができなくなった際は、加盟店の負担及び責任において、事務局が支給した備品等を速やかに破棄するものとする。
- 8 加盟店は、システムの障害時、又はシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、しまぼ通貨取引を行うことができないことを予め承諾するものとする。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも事務局は責任を負わないものとする。
- 9 加盟店は、しまぼ通貨に関する各種書類の保管期限について、法令に準ずるものとする。

第5条（しまぼ通貨の利用方法）

- 1 事務局は、加盟店にQRコードを配布する。
- 2 通貨利用の際は、加盟店は配布されたQRコードを提示し、利用者はスマートフォン等の端末でQRコードを読み取る。なお、QRコードによる通貨利用ができない場合は、店舗コードの利用を可とする。
- 3 加盟店は、配布されたQRコードを通貨利用とは異なる目的で利用してはならない。

第6条（届出事項の変更）

- 1 加盟店は、加盟店申込書に記載した事項、又は第8条に定める業務委託の状況に変更が生じた場合、直ちに事務局へ変更届（様式4）を提出し、承認を得るものとする。また、加盟店は、その他経営店舗を新たに新店した場合においても、直ちに事務局に届出を行うものとする。
- 2 前項以外の変更については、書面以外での報告を認めるものとする。
- 3 第1項及び第2項の届出がないために、事務局からの通知又は送付書類、精算代金が延着し、又は到着しなかった場合であっても、事務局は責任を負わないものとする。

第7条（地位の譲渡等）

- 1 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
- 2 加盟店は、加盟店の事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとする。

第8条（業務の委託）

- 1 加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとする。
- 2 前項にかかわらず、第三者への業務の委託を申請し事務局が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務を委託することができるものとする。（申請は様式1による。）

- 3 前項により事務局が業務委託を承諾した場合、登録証（様式3）にて通知する。業務委託した場合でも加盟店は本規約に定めるすべての義務及び責任について免れないものとする。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という。）が業務委託に関連して事務局に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して事務局の損害を賠償するものとする。
- 4 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に事務局の承諾を得るものとする。

第9条（加盟店の義務、禁止行為等）

- 1 加盟店は、本規約及び事務局が別途提供するしまぼ通貨に関するマニュアルに基づき商品提供等を行うものとする。
- 2 加盟店は、利用可能なしまぼ通貨を提示した利用者に対し、しまぼ通貨取引の拒絶、手数料を上乗せした請求等の現金客と異なる代金の請求、しまぼ通貨の取り扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、利用者に不利となる差別的取り扱いを禁ずる。
- 3 加盟店の代表者及び従業員等は、住民票の有無にかかわらず、加盟店が所在する島内ではしまぼ通貨を利用できないものとする。
- 4 加盟店は、利用可能なしまぼ通貨を所持する利用者からしまぼ通貨の取り扱い又は商品等に関し苦情や相談を受けた場合、加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合及び法令に違反する取引の指摘又は指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。
- 5 加盟店は、しまぼ通貨取引を行う場合には、以下の事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認の上、通貨利用を行うこととする。
 - (1) しまぼ通貨金額
 - (2) しまぼ通貨利用区分（宿泊施設専用・全店共通）
 - (3) 通貨利用時に表示される店舗名
- 6 事務局は、前項により通貨利用が行われる都度、加盟店が予め申込時に申込書に記載したメールアドレスに利用金額等をメール等で通知するものとする。なお、加盟店は、利用金額等を事務局からの通知により必ず確認するものとする。
- 7 加盟店は、スマートフォン等で通信ができる環境の施設等であることとする。万が一電波状況により利用できない携帯会社等がある場合は、速やかに事務局に報告するとともに、利用者に対し告知及び案内をしなければならないものとする。加盟店は、利用者から事前にしまぼ通貨の利用が可能か否か（携帯電話の通信が可能か否か）の問い合わせがあった場合には、加盟店の責任において、適切にこれに対応するものとする。
- 8 加盟店は、店舗利用者にしまぼ通貨の購入意思がないにもかかわらず、執拗な勧誘等により購入させてはならない。
- 9 加盟店の代表者又は従業員等が不正な目的でしまぼ通貨を購入すること、及び購入したしまぼ通貨を利用することにより、加盟店が不正に利益を得てはならない。
- 10 加盟店の代表者又は従業員等が自ら又は第三者を介して、加盟店以外の店舗等で通貨利用を行ってはならない。
- 11 加盟店は、宿泊、飲食、商品購入等のしまぼ通貨取引が無いにもかかわらず、通貨利用を行ってはならない。

- 12 加盟店は、利用者が加盟店と同じ町村に住民票を有することを知りながら通貨利用を行ってはならない。
- 13 加盟店は、利用者が同じ島内の加盟店代表者又は従業員等と知りながら通貨利用を行ってはならない。
- 14 加盟店は、利用者のしまぼ通貨の不正利用を知りながら通貨利用を行ってはならない。
- 15 加盟店は、利用者の不正を促すことにより、加盟店又は利用者が不正な利益を得ることを禁ずる。
- 16 本条に定める行為が行われた場合、又は行われた可能性がある場合において、事務局がしまぼ通貨の利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとし、事務局の求めに応じて証拠となる書類を速やかに提出しなければならない。
- 17 本条各項のほか、加盟店は、しまぼ通貨の取り扱いに関する事務局の指示を遵守するものとする。

第10条（しまぼ通貨取引の取消し）

加盟店は、しまぼ通貨取引において、何らかの事情により、利用者との間の商品提供等にかかる契約の取消し、解除又は変更等を行う必要が生じ、それによって返金を行う必要が生じた場合、当該取引から8日以内において、加盟店の責任でしまぼ通貨取引の取消しを行えるものとする。なお、正当な理由なく取消を繰り返すこと、又は不正な目的で取消等を行う行為を禁ずる。これに違反した場合、事務局は当該加盟店に対し、加盟店登録の取消し、又はその他必要な措置を講じることができるものとする。

第11条（対象商品等）

しまぼ通貨は、別表1に該当するものを除いた加盟店が取り扱う商品提供等について利用できるものとする。なお、加盟店が独自に利用対象外の商品提供等を選定することを禁ずる。

第12条（釣り銭）

しまぼ通貨取引は、1,000円単位で行うことができる。加盟店は、商品提供等の対価の金額が、利用者が提示したしまぼ通貨の額面に満たないときであっても、釣り銭を支払わないものとする。

第13条（商品等の引き渡し）

加盟店は、商品提供等を行う場合、利用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとする。

第14条（しまぼ通貨の不正利用報告等）

- 1 加盟店は、提示されたしまぼ通貨について「しまぼ通貨」利用規約に反した利用（以下「不正利用」という。）が疑われる場合には、しまぼ通貨提示者又は利用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに事務局に連絡するものとする。また、加盟店は、しまぼ通貨取引後に不正利用があったことが判明した場合には、速やかに事務局に連絡する

ものとする。

- 2 加盟店は、利用者の不正利用を知り得ながら商品提供を行う、又は不正を促す行為等により加盟店又は利用者が不正に利益を得た場合、加盟店は当該金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還するものとする。また、返還にあたり事務局へ所定の遅延損害金（年 10.95%）を支払うこととする。
- 3 偽造、変造、模造等されたしまぼ通貨に起因する売上等が発生し、事務局がしまぼ通貨の利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとし、事務局の求めに応じて証拠となる書類を速やかに提出しなければならない。また、加盟店は、事務局から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとする。
- 4 加盟店は、他の加盟店における本規約に反した利用を知った場合、又は利用が疑われることを知った場合には、その事実を直ちに事務局に連絡するものとする。

第 15 条（売上債権の譲渡）

本規約に基づき加盟店が事務局に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、事務局は当該債権を事務局所定の手続きに従って処理するものとし、事務局は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

第 16 条（精算）

- 1 しまぼ通貨精算において、事務局が加盟店に対し支払う代金は、毎月 15 日及び末日までに事務局に到着した通貨利用データに係る金額とする。
- 2 事務局は、前項の代金を事前に加盟店のメールアドレスに通知するものとする。
- 3 事務局は、第 1 項の代金を当月末及び翌月 15 日に指定口座に振り込むものとする。なお、振込日が土日祝と重なる場合は、直前の平日とする。
- 4 加盟店は、全ての通貨利用データ及び振込額を必ず確認し、誤りがある場合は速やかに事務局に連絡するものとする。

第 17 条（加盟店登録の取消）

- 1 加盟店が以下の事項に該当する場合、事務局は加盟店に対し催告することなく直ちに加盟店登録の全部又は一部を取消できるものとし、かつ、その場合事務局に生じた損害を加盟店が賠償するものとする。
 - (1) 加盟店又は加盟店の従業員等が本規約に違反したとき。
 - (2) 加盟店申込書等加盟の際に事務局に提出した書面に虚偽があったとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、又はこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき。
 - (4) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に違反すると事務局が判断したとき。
 - (5) 加盟店が事務局の信用を失墜させる行為を行ったと事務局が判断したとき。
 - (6) 加盟店として不相当と事務局が判断したとき。

- 2 加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取消処分を受けた場合には、以後、本規約に基づき、しまぼ通貨取引を行うことができない。また、この場合、加盟店は、直ちに事務局が支給した備品等を破棄するものとする。
- 3 加盟店は、第1項の規定により加盟店登録の取消処分を受けた場合、再度の加盟店登録は行えないものとする。

第18条（加盟店の脱退）

- 1 加盟店は、脱退希望日の1か月前までに加盟店脱退届（様式5）を提出することにより脱退することができるものとする。
- 2 脱退届受理後、事務局は、内容を審査し脱退を承認する場合は、脱退承認書（様式6）を前項に掲げる加盟店に対し交付する。
- 3 加盟店が脱退した場合、前条第2項が準用されるものとする。
- 4 事務局が加盟店の廃業等を確認し、事務局が加盟店に対し一定期間（3ヶ月以上）にわたり通知を行ったにもかかわらず応答がない場合は、当該加盟店は脱退したものとみなす。

第19条（損害額の賠償及び違約加算金）

- 1 加盟店は、第9条に定める禁止行為等を行い、事務局又は利用者に損害を与えた場合は、当該損害額について一切の責任を負い、損害額全額を賠償するものとする。
- 2 前項の場合、観光財団は、違約加算金として、損害額の全額の2割に相当する額を、加盟店に対し、請求することができるものとする。また、請求決定日を起算として支払を終える日まで年10.95%の遅延損害金を付加して支払うものとする。

第20条（検査）

- 1 事務局は、加盟店に対し定期的にしまぼ通貨の利用状況等について検査を行う。加盟店は検査に協力するものとし、事務局から指示があった場合には、証拠となる書類を提出しなければならない。
- 2 前項の定期的な検査のほか、事務局から加盟店に対し従業員名簿等の提出指示があった場合は、これに従わなければならない。

第21条（しまぼ通貨精算の取消し等）

- 1 加盟店が本規約に違反してしまぼ通貨取引を行ったと判明した場合又は違反している疑いがあると事務局が認めた場合は、事務局は調査が完了するまでしまぼ通貨精算における代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より日を経過してもその疑いが解消しない場合には、しまぼ通貨精算を取消することができるものとする。
- 2 前項においてしまぼ通貨の精算を取り消した場合、事務局は、加盟店に対して第16条に基づく支払いを行う義務を負わない。また、既に加盟店に対して支払済みの場合には、当該金額を返還請求する権利を有するものとする。
- 3 加盟店は、第1項の調査に協力するものとし、事務局の求めに応じて証拠となる書類を提出しなければならない。調査が完了し事務局が当該金額の支払いを相当と認めた場合には、

事務局は加盟店に当該金額を支払うものとする。この場合には、事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

第 2 2 条（しまぼ通貨の廃止）

事務局は、以下の事項のいずれかに該当する場合、しまぼ通貨の全部又は一部を廃止することができるものとする。

- (1) 事務局が廃止日の 30 日前までに、しまぼ通貨の全部又は一部を廃止することを加盟店に通知した場合。
- (2) 事務局が天災地変等不可抗力によりしまぼ通貨を提供できなくなった場合。

第 2 3 条（反社会勢力との取引拒絶）

1 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
- (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）

2 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると事務局が認めた場合は、第 1 7 条に準じ、加盟店登録を取消する。

第 2 4 条（有効期間）

本規約の有効期間は 2026 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了までに事務局等から特段の申し出がない場合、本規約は同一条件のもと自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第25条（規約の変更）

事務局は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがある。この場合にしまぼ通貨に関連する利用条件は変更後の規約によるものとする。

第26条（準拠法）

本規約に関しては、全て日本法が適用されるものとする。

別表1

区 分	事 例
出資や債務の支払い	税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等
換金性の高いもの	有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙 プリペイドカード等
たばこ事業法	(昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号) 第 2 条第 1 項 第 3 号に規定する製造たばこの購入
事業活動の仕入れ	事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ 商品等の購入
不動産に係る支払い	土地、家屋購入、家賃、地代、駐車場（一時預かりを 除く）等
現金との換金、金融機関への預け入れ	
風俗営業等の規則及び義務の適 正化等に関する法律（昭和 23 年 法律第 122 号）第 2 条に規定す る営業に係る支払い	店舗型性風俗特殊営業、 店舗型電話異性紹介営業、 無店舗型性風俗特殊営業、 無店舗型電話異性紹介営業、 映像送信型性風俗特殊営業、 パチンコ、マージャン等
保険支払い	医療保険や介護保険等の一部負担金
公序良俗に反するもの	特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反す るもの
しまば通貨（商品券）の交換又は売買	
来島・離島に係る支払い	船賃、航空運賃等

※その他、社会通念上不相当とされるものに対しては対象外とする。

しまぼ通貨加盟店 申込書

しまぼ通貨事務局 宛

「しまぼ通貨」加盟店規約に同意の上、「しまぼ通貨加盟店」になることを申請する。

希望加入日	年 月 日		
区分 ※該当区分に○を付けてください	1. 法人 2. 個人事業主		
フリガナ			※ 法人の場合、代表者名を確認するため、登記簿謄本の写しを提出してください。
法人名 (ない場合は個人名)			
所在地 (本店)	〒		
店舗所在地 (HP に記載する住所)	〒		
フリガナ			
代表者名 (氏名)			
加盟店名 (お客様用表示名)			※ HP での加盟店一覧やお客様の履歴画面に表示される名称です
業種 ※当てはまる主な業種に1つ○を付けてください	1. 宿泊 2. 飲食 3. 小売 (お土産・スーパー等) 4. 交通機関 5. レンタカー・レンタサイクル 6. 体験型アクティビティ (マリンスポーツ除く) 7. マリンスポーツ 8. 文化施設 9. その他		
電話番号 (事務所等)		店舗電話番号 (HP に掲載する番号)	
緊急連絡先 (携帯電話等)			
担当部署 (ある場合のみ)		担当者氏名	
ホームページ URL (ある場合のみ)			

E-mail (事務連絡用) ※ 記入必須				※「自動配信用」メールアドレスには、通貨利用時の利用完了メール、しまほ通貨精算におけるメールが送信されます。「事務連絡用」と同一のメールアドレスでも可能です。 ※メールアドレスがないと申込できません
E-mail (自動配信用) ※記入がない場合、事務連絡用に配信されます				
登録観光協会 又は 商工会 (登録がある場合のみ)				
登録がない場合	※ 登録がない場合は、事業を行っていることを証明できる公的書類を添付してください (営業許可証・保健所登録のコピーなど)			
精算金振込口座 ※口座を確認できる書類 (通帳のコピー) を添付してください	金融機関名		支店名	
	口座種類	普通・当座		口座番号
	口座名義	(フリガナ)		
その他経営店舗の名称 (ある場合のみ)	店舗名 : 住所 :			
第三者業務委託先 (ある場合のみ)	委託事業者名 : 担当者名 : 住所 : メールアドレス : 電話番号 :			

(以上)

しまぼ通貨事務局 宛

しまぼ通貨加盟店登録に係る誓約書

しまぼ通貨加盟店の登録にあたり「しまぼ通貨」加盟店規約の遵守を誓約する。

年 月 日

申請者住所

法人名

代表者

連絡先



(様式3)

年 月 日

御中

公益財団法人 東京観光財団
理事長

しまぼ通貨加盟店 登録証

しまぼ通貨加盟店として、登録されたことを証明する。なお、「しまぼ通貨」加盟店規約を遵守すること。

加盟店名	
加盟店登録番号	
登録メールアドレス	
第三者業務委託 事業者名 (ある場合のみ)	

しまぼ通貨加盟店 登録事項変更届

しまぼ通貨事務局 宛

加盟店名 _____
代表者名 _____ 印
住所 _____
連絡先 _____
加盟店登録番号 _____

しまぼ通貨加盟店登録事項に変更が生じたため、以下のとおり変更する。

1. 変更日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

2. 変更する項目

	法人名、加盟店名、代表者、所在地、業種
	電話番号、E-mail
	ホームページURL
	精算金振込口座
	その他経営店舗、第三者業務委託

※変更する項目に○をつけてください。(複数可)

※法人名、代表者の変更は、登記簿謄本の写しを添付してください。

※振込口座の変更は、口座を確認できる書類(通帳の写し)を添付してください。

※上記以外の変更の場合は事務局へご連絡ください。

3. 変更の内容

(枠内に変更内容を記入してください)

(様式6)

年 月 日

御中

公益財団法人 東京観光財団
理事長

しまぼ通貨加盟店 脱退承認書

しまぼ通貨加盟店脱退届を受理し、以下の脱退日にて脱退を承認する。

脱退日	
加盟店名	
加盟店登録番号	